

加古川市日光山墓園のしおり 使用者募集案内

(R3.4.1 現在)



■□■ お問い合わせは ■□■

申込手続き等に関すること

加古川市役所 公園緑地課 (土・日・祝日を除く 8:30 ~ 17:15)
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 (市役所新館7階)
電話 079-427-9902 ファックス 079-422-9569

現地の案内等に関すること

加古川市日光山墓園管理事務所 (火・木曜日を除く 9:00 ~ 15:00)
〒675-1212 加古川市上荘町井ノ口24番地の16
電話 079-428-0778 ファックス 079-428-0737

目次

お申込みの前に	1
加古川市日光山墓園案内図	2
永代使用料・永代管理料	3
申込受付場所	3
必要書類・墓地使用許可の申請	3
申込みに際しての留意事項	4
墓地使用許可・永代使用料・永代管理料の納付	4
その他の注意事項	5
使用に際し守っていただく事項	6
管理義務・届出義務	7

お申込みの前に

- 前もって現地をご確認のうえ、申込みされる区画を決めておいてください。
- どなたでもお申込みになれます。
 - ・ 市民・市民以外の方
 - ・ 遺骨の有無に関係はありません。
 - ・ 墓石建立の期限はありません。
- 申込者以外の使用はできません。名義貸し等による申込みはできません。
- 申込みの内容について虚偽の記載があるときは無効とします。
- その他不正な手段をもって申込みをされた場合は無効とします。
- 墓地区画は許容範囲の施工誤差が生じている場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 墓碑の高さ等は、加古川市日光山墓園の設置及び管理に関する条例施行規則（墳墓の制限）に適合しなければ建立できません。
- 墓碑には、建立者名として使用許可を受けた方の氏名を刻んでいただきます。
- 墓碑は、永代使用料、永代管理料を納付しなければ建立できません。
- 加古川市では、墓地使用者はもちろん申請者にかかる個人情報の公開をしておりません。したがって、申請にかかる情報が、石材業者等に伝わるようなことは一切ありません。
- 加古川市では、特定の業者を指定して申込受付や墓碑建立の斡旋業務を一切行っておりません。

永代使用料・永代管理料

(R3.4.1現在)

4㎡区画	永代使用料	永代管理料	合計
市民	660,000円	127,600円	787,600円
市民以外	990,000円	127,600円	1,117,600円

6㎡区画	永代使用料	永代管理料	合計
市民	990,000円	191,400円	1,181,400円
市民以外	1,485,000円	191,400円	1,676,400円

■ 永代使用料

- 永代使用料は、お申込みされた墓地について、祭祀を承継される方の申し出が続く限り永代にわたってご使用いただくための使用料です。

※市民とは、加古川市に引き続き3か月以上住民票を有する方です。

■ 永代管理料

- 永代管理料は、墓園の緑地及び共用部分の維持管理費用です。したがって、許可された各自の墓地内の管理や除草、清掃は、各使用者ご自身で行っていただきます。

※永代管理料には消費税が含まれています。

申込受付場所

- 時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

- 場所 加古川市加古川町北在家2000 加古川市役所 公園緑地課（新館7階）

必要書類・墓地使用許可の申請

1. 一般墓地使用許可申請書（様式第1号）
2. 誓約書
3. 申込者の住民票謄本（家族全員が記載されたもので、住所・本籍・世帯主・生年月日・性別・続柄・住民年月日・筆頭者等は省略しないでください。マイナンバーの記載は不要です。） 1通

※住民票謄本は、申込日の前3ヶ月以内に発行されたものに限りです

※申請書を自筆で記入する場合、印鑑は不要です。

※代理人による場合は委任状（様式3）及び代理人（受任者）の本人確認書類（公的機関発行のもの）の提示が必要になります

申込みに際しての留意事項

- 申込みは、持参又は郵送での申込みに限ります。電子メール・ファックス等による申込みは、一切受付いたしません。また、提出された書類は返却いたしません。
- 提出後の申込内容は、事由のいかんに関わらず変更することはできません。

墓地使用許可・永代使用料・永代管理料の納付

- 永代使用料・永代管理料の納付
「永代使用料・永代管理料納付書」を郵送します。市が指定する金融機関で納付してください。
- 納付期限 納付書に記載します。（概ね申し込みから1か月程度です。）
なお、納付期限を過ぎても納付がない場合は、使用許可を取消します。
- 納付場所
【全国】
（銀行）三井住友、みなと、りそな、但馬、山陰合同、中国、百十四
（信用金庫）但陽、姫路、播州、兵庫、日新、西兵庫
（信用組合）近畿産業
（農協）兵庫南、加古川市南
（労働金庫）近畿
【加古川市内のみ】
（信用組合）大阪協栄、兵庫県、淡陽、兵庫ひまわり
【その他】
兵庫県信用組合稲美支店、市役所本庁、
各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ

その他の注意事項

■ 使用許可の取消

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

1. 墳墓の用に供する目的以外に使用墓地を使用したとき。
2. 使用権を譲渡し、または使用墓地を転貸したとき。
3. 使用権を譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
4. 使用墓地または墳墓の維持管理をしないで放任のまま5年を経過したとき。
5. 偽りその他不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れたとき。
6. 法令または加古川市日光山墓園の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則に違反し、または市長の指示に従わないとき。

※墓地の使用許可を取り消されたときは、ただちに使用墓地を自己の費用をもって原状に回復し、市長に返還しなければなりません。

■ 使用権の消滅

次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

1. 使用者が死亡し、祭祀を主宰する相続人等がないとき。
2. 使用者が死亡してから5年を経過しても、祭祀を主宰する相続人等から使用承継の届出がないとき。
3. 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

使用に際して守っていただく事項

墓碑の建立条件

1. 墓碑には、使用許可を受けた方の氏名を刻印してください。
2. 墓碑は、恒久的な墓碑石を建立してください。
3. 建立工事に際して、事前に「加古川市日光山墓園墓地工事承認書」を受領後、墓地区画の境界を確認してから着工してください。
4. 墳墓は、隣地との境界線（後方は、構造物）から1cm以上離して建立してください。

建造物等の高さ制限

墓地内の建造物等には、下記の制限がありますのでお守りください。

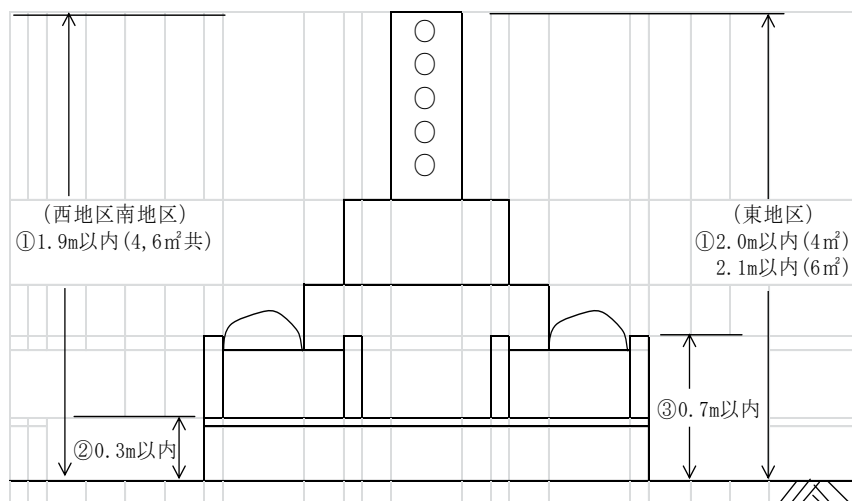
◎ 東地区：さくら、ふじ、かえで、なつめ、けやき、ぼたん（4㎡区画）
さつき、もも（6㎡区画）

- ① 墓碑施設の高さ……2.0m以内（4㎡） 2.1m以内（6㎡）
- ② 盛土の高さ……0.3m以内
- ③ 囲障類の高さ……0.7m以内
- ④ 樹木の高さ……0.6m以内
- ⑤ 墓碑等の幅……0.45m以内（高さ1.5m以上の部分）

◎ 西地区：ふよう、やまぶき、なんてん、はぎ、くちなし、さざんか

◎ 南地区：はなみずき、ゆきやなぎ、あじさい、もくれん、もくせい、つつじ

- ① 墓碑施設の高さ……1.9m以内
- ④ 樹木の高さ……0.8m以内



管理義務

墓地を使用するときは、次のことを必ずお守りください。

1. 常に使用墓地及び墓碑を清掃し、尊厳維持に努めてください。
2. 墓碑の転倒その他、他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他必要な措置をしてください。

届出義務

次のことがあれば、加古川市役所 公園緑地課に届け出てください。

1. 使用者が、住所等を変更されたとき。
2. 使用权を承継しようとするとき。
3. 墓地の工事（設置、改修、撤去等）に着手されるとき、及び完了したとき。
4. 焼骨を埋蔵するとき。（注① 死体火葬許可証又は、注② 改葬許可証が必要）
5. 焼骨を他の墓地へ移されるとき。（改葬許可申請書）
6. 墓地を返還されるとき。

（注）

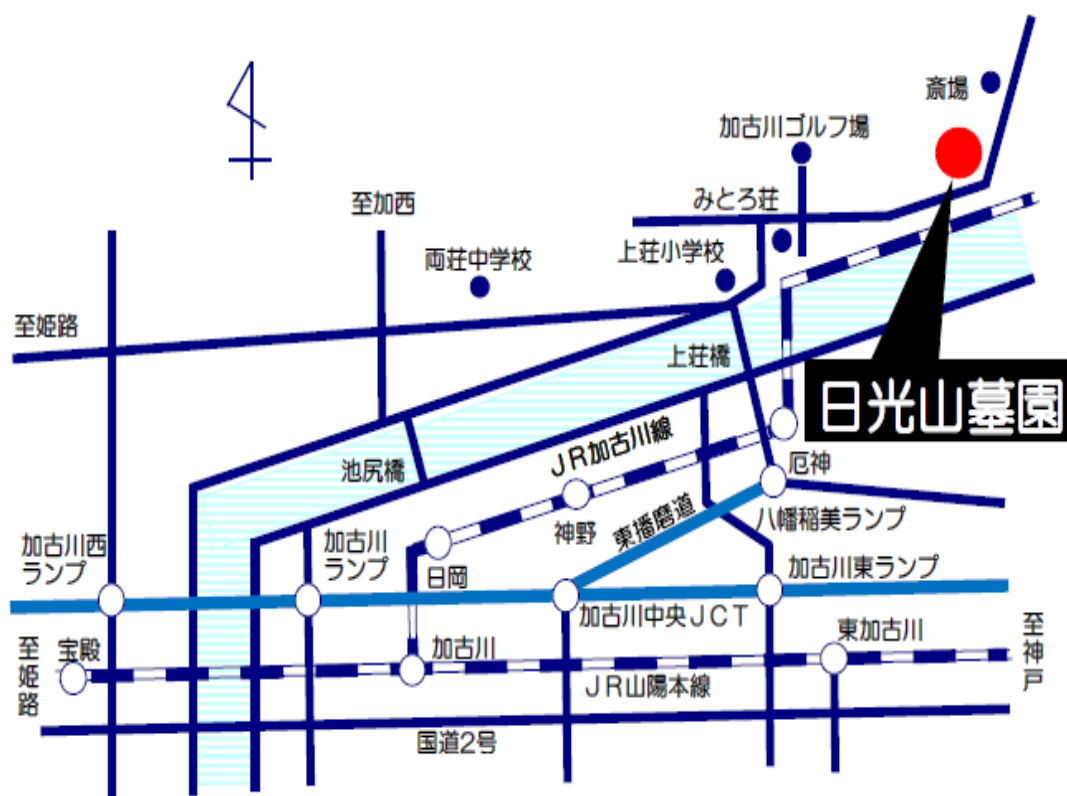
- ① 「死体火葬許可証」とは、火葬が行われた火葬場の管理者が証明したものです。
- ② 「改葬許可証」とは、すでに墓地又は納骨堂に納めている遺骨を他の墓地に移すときに、墓地又は納骨堂の管理者の証明書を添えて、その所在地の市町村長が発行した許可書のことです。

その他

1. 墓地は、使用する権利を取得されることとなりますが、永代ですから実質的には、所有ということになります。
2. 既納の永代使用料及び永代管理料は、返還できません。ただし、墓地が不要になり墓地を自己の費用をもって原状に回復し市長に返還されたときは、永代使用料の半額を還付します。
3. お供え物で、食べ物、お酒等は、その日の内にお持ち帰りください。（カラス、野犬等の溜り場となり危険なため。）
4. 墓園内の水道水については、残留塩素の管理が十分できかねますので、飲料には向きません。
5. 墓碑は、建立者が業者を選定して施工してください。
6. 使用の際は、法令、加古川市の条例、規則を厳守し、市長の指示に従ってください。

春と秋のお彼岸及びお盆の期間は、JR加古川
駅北口から日光山墓園までの臨時バスを運行
していますのでご利用ください。

日光山墓園へのアクセス



[R3.4.1現在]